

飲食店における消火器具の義務化

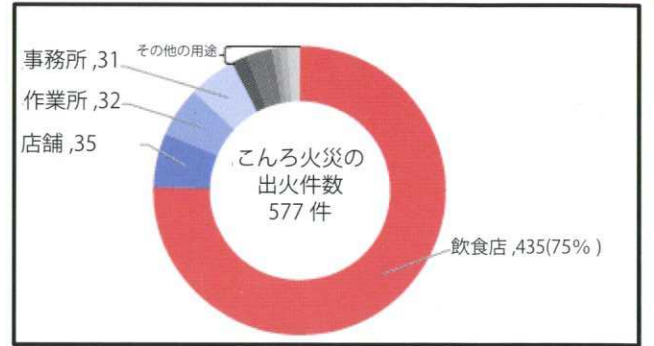
2019年10月1日～



改正の背景

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市での大規模火災を受けて、飲食店における消火器具の設置基準が改正されました。

本火災の原因はこんろの消し忘れによるものですが、小規模な建築物で発生した『こんろ火災』の約8割が飲食店で発生しています。



全国での150㎡未満の建築物におけるこんろ火災の出火件数(住宅を除く)
(平成23年～平成27年)

主な改正内容

火を使用する設備又は器具を設けた飲食店については、**延べ面積に関わらず消火器具の設置が義務付け**られました。(IH調理器や調理油過熱防止装置、自動消火装置が付いているものは除きます。)

設置する消火器及び設置する場所

業務用消火器を設置し、火災の際にすぐに使える場所に設置しましょう。



定期点検及び報告について

消防法により設置することが義務付けられた消火器は、定期的に点検し消防署に報告することが義務付けられています。点検・報告の方法に関しては総務省消防庁ホームページにある『消火器点検アプリ』や『自ら行う消火器の点検報告』などをご参照ください。(下記QRコード参照)



消火器点検アプリ



自ら行う消火器の点検報告

お問い合わせ先

■ 消防本部予防保安課	059-356-2008	■ 北消防署	059-365-5325
■ 中消防署	059-356-2012	■ 北消防署朝日川越分署	059-377-4945
■ 中消防署中央分署	059-325-4717	■ 北消防署北部分署	059-361-1119
■ 中消防署西分署	059-326-2583	■ 南消防署	059-345-0530
■ 中消防署港分署	059-352-4500	■ 南消防署南部分署	059-349-5119